平成２４年（フ）第１０３４号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅３街区２棟506号
債務者　原　　陽子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６５号
横浜市南区井土ケ谷上町23番34号　フォルム井土ケ谷Ｂ101号
債務者　澤井　健一
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１号
長野県松本市大字岡田下岡田1433番地19
債務者　新井　朝男
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　勝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１３９号
釧路市富士見３丁目６番14号
債務者　石井　宏昌
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５６９号
札幌市厚別区厚別南１丁目７番20―105号
債務者　市川　順康
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　宙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３６号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番19―503号
債務者　河井　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６６号
名古屋市千種区吹上２丁目１番５号　フォーシーズンズ大雅４Ａ
債務者　シオンコーポレーションこと　山内　正樹
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬路　充江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８号
北海道帯広市西８条北１丁目18番地２
債務者　村田　　操
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
北海道帯広市西８条北１丁目18番地２
債務者　村田　珠樹
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
長野市戸隠栃原2072番地
債務者　堀篭みちる
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　典久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４６号
愛知県江南市古知野町宮前115番地
債務者　藤本梨恵子こと吉田梨恵子こと吉田莉枝子こと　朴　　惠美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６０号
愛知県一宮市大和町毛受字北河原24番地３市営毛受住宅336号
債務者　島崎　知美
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６９号
函館市東山町157番地42
債務者　田中美由紀（旧姓奈良）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８号
函館市千代台町９番９号
債務者　二本柳和子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７号
和歌山県田辺市稲成町383番地の１　野久保アパート左奥から２番
債務者　竹内　正美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１１７号
千葉県白井市清水口２丁目４番１棟401号
債務者　関　　信治
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４０号
千葉県八街市八街に458番地36
債務者　征矢　年雄（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部